

能勢町障害者計画等推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、能勢町附属機関に関する条例（平成26年条例第1号）に規定する能勢町障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）について、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 障害者計画の策定、見直し及び進捗管理に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定、見直し及び進捗管理に関する事項
- (3) 障害児福祉計画の策定、見直し及び進捗管理に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、障がい福祉施策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 住民代表者
- (5) その他町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 委員会の会議は原則として公開する。

(報酬)

第7条 委員に報酬を支給する。

- 2 報酬の額及び支給に関しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(能勢町障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 能勢町障害者計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

(委員の任期の特例)

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに任命される委員の任期は第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。